

(別紙)

## 令和5年4月1日組織改正 新旧対照表

## 【健康福祉局】

旧組織体制	新組織体制
<b>福祉サービス部</b>	<b>福祉サービス部</b>
	<b>福祉政策課【新】</b>
地域福祉課	地域福祉課
障害福祉課 身体障害者福祉センター 身体障害者福祉作業所太陽	障害福祉課 身体障害者福祉センター 身体障害者福祉作業所太陽
生活支援課	生活支援課
指導監査課	指導監査課
<b>健康・高齢部</b>	<b>高齢者福祉部</b>
高齢者福祉課	高齢者福祉課
地域包括ケア推進課 地域包括支援センター (5)	地域包括ケア推進課 地域包括支援センター (5)
介護保険課	介護保険課
健康政策課	<b>健康部</b>
国保年金課	健康政策課
看護専門学校	地域保健課
<b>保健所</b>	保健センター (4)
地域保健課	健康づくり課
保健センター (4)	国保年金課
健康づくり課	看護専門学校
保健総務課	<b>保健所</b>
衛生指導課	保健総務課
動物愛護指導センター	<b>健康危機対策課【新】</b>
	衛生指導課 動物愛護指導センター
<b>子育て支援部</b>	<b>こども家庭部</b>
子ども政策課	<b>こども政策課</b>
児童家庭課 母子・父子福祉センター	<b>こども家庭支援課</b> 母子・父子福祉センター
	<b>子育て給付課</b>
家庭福祉課 家庭児童相談室	<b>児童相談所開設準備課</b> 家庭児童相談室
公立保育園管理課 保育園 (27)	<b>保育運営課</b> 保育園 (27)
保育認定課	<b>保育入園課</b>
地域子育て支援課 子育て支援センター (2) 児童ホーム (21) 放課後ルーム (55)	地域子育て支援課 子育て支援センター (2) 児童ホーム (21) 放課後ルーム (55)
療育支援課 こども発達相談センター 簡易マザーズホーム (2)	療育支援課 こども発達相談センター 簡易マザーズホーム (2)
<p>《概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉サービス部に重層的支援体制整備等を所管する福祉政策課を新設する。</li> <li>○健康・高齢部を高齢者福祉部と健康部に分割するとともに、地域保健課及び健康づくり課を保健所から健康部に移管する。</li> <li>○保健所に感染症対策等を所管する健康危機対策課を新設する。</li> <li>○子育て支援部をこども家庭部に変更するとともに、児童家庭課と家庭福祉課の再編を行い、ヤングケアラーなど新たな課題を所管するこども家庭支援課と、経済的支援等を所管する子育て給付課を設置する。その他所管業務の見直し等に合わせ、一部課名を変更する。</li> </ul>	